

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年1月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300014号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300039号

第1 結論

請求者の特定非営利活動法人Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年3月1日から同年2月16日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成27年2月16日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年2月1日から同年2月16日まで
② 平成11年7月14日から同年8月1日まで
③ 平成12年10月1日から同年10月25日まで
④ 平成17年2月1日から同年3月1日まで
⑤ 平成17年3月1日から同年4月1日まで
⑥ 平成17年9月5日から同年10月1日まで
⑦ 平成21年11月1日から同年11月9日まで
⑧ 平成27年2月10日から同年3月1日まで
⑨ 平成29年10月12日から同年10月21日まで
⑩ 平成30年10月1日から同年10月20日まで
⑪ 平成31年1月8日から同年2月20日まで
⑫ 平成11年7月1日から同年8月1日まで
⑬ 平成9年2月1日から平成11年7月1日まで
⑭ 平成11年10月11日から同年11月1日まで
⑮ 平成13年4月1日から平成14年3月1日まで
⑯ 平成16年8月及び同年12月
⑰ 平成17年9月1日から同年10月1日まで
⑱ 平成17年6月
⑲ 平成17年12月及び平成18年3月
⑳ 平成19年3月、平成20年3月及び平成21年3月
㉑ 平成13年7月
㉒ 平成9年7月、同年12月、平成10年7月及び同年12月

《社会福祉法人B》

請求期間①は、被保険者資格取得年月日が平成9年2月1日となっているが、同年2月16

日に入社した。請求期間⑬は、標準報酬月額が14万2,000円及び16万円となっているが、平成9年2月契約書では12万円の給与額である。請求期間⑭は、被保険者資格喪失年月日が平成11年7月1日となっているが、同年7月31日まで勤務した。請求期間⑮は、被保険者資格取得年月日が平成12年10月25日となっているが、同年10月1日に再入社した。請求期間⑯は、被保険者資格喪失年月日が平成13年4月1日となっているが、請求期間に係る厚生年金領収証がある。請求期間⑳及び㉑は、賞与の支払記録が漏れている。

《C社》

請求期間㉒は、被保険者資格取得年月日が平成11年7月14日となっているが、正しくは同年8月1日である。請求期間㉓は、被保険者資格喪失年月日が平成11年11月1日となっているが、正しくは同年10月11日である。

《社会福祉法人D》

請求期間㉔は、標準賞与額が平成16年8月は3万円、同年12月は5万円となっているが、知的障害者更生施設Eの施設長との話合いで賞与の金額は7万円だった。請求期間㉕は、被保険者資格喪失年月日が平成17年2月1日となっているが、同Eに同年2月いっぱい勤務した。請求期間㉖は、被保険者資格取得年月日が平成17年9月5日となっているが、同年10月1日に再入社した。請求期間㉗は、平成17年12月の標準賞与額が違う。また、平成18年3月の賞与の支払記録が漏れている。請求期間㉘は、平成19年3月、平成20年3月及び平成21年3月の賞与の支払記録が漏れている。

《社会福祉法人F》

請求期間㉙は、被保険者資格取得年月日が平成17年4月1日となっているが、同年3月に入社した。請求期間㉚は、被保険者資格喪失年月日が平成17年9月1日となっているが、同年9月末日に退職した。請求期間㉛は、手元の明細によると5万4,000円となっているが、賞与額は、当時10万円はあったと思う。

《G》

請求期間㉜は、被保険者資格取得年月日が平成21年11月9日となっているが、同年11月1日に入社した。また、同事業所における厚生年金保険の加入月数は3か月である。

《特定非営利活動法人A》

請求期間㉝は、被保険者資格取得年月日が平成27年3月1日となっているが、同年2月10日に入社した。

《社会福祉法人H》

請求期間㉞は、被保険者資格喪失年月日が平成29年10月12日となっているが、同年10月20日に退職した。また、同事業所における厚生年金保険の加入月数は6か月である。

《I社》

請求期間㉟は、被保険者資格喪失年月日が平成30年10月20日となっているが、同年10月1日から体調不良で6時間勤務になった。

《社会福祉法人J》

請求期間㊱は、平成31年1月8日から同年2月19日まで勤務しており、同年2月の厚生年金保険料を給与から控除されているので、厚生年金保険の加入月数は2か月である。

全ての請求期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

●特定非営利活動法人A（以下「A」という。）について

- 1 請求期間㉝のうち、平成27年2月16日から同年3月1日までの期間について、請求者のAに係る雇用保険被保険者記録、請求者から提出された同事業所に係る同年2月分給与明細書

(支給日 同年3月10日)、同事業所から提出された「平成27年個人別給与台帳・源泉徴収簿」及びタイムカード並びに日本年金機構の回答により、請求者が同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが認められることから、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年2月16日、同年2月の標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる場合とされている。

しかしながら、前述の平成27年2月分給与明細書等によると、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、平成27年2月16日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当せず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間⑧のうち、平成27年2月10日から同年2月15日までの期間について、請求者のAに係る雇用保険被保険者記録、請求者から提出された同事業所に係る同年2月分給与明細書並びに同事業所から提出された「平成27年個人別給与台帳・源泉徴収簿」及びタイムカードによると、請求者が同年2月16日に同事業所に入社したことは確認できるものの、同年2月10日から同年2月15日までの期間についての勤務は確認できない。

このほか、請求期間⑧のうち、平成27年2月10日から同年2月15日までの期間における請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑧のうち、平成27年2月10日から同年2月15日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

●社会福祉法人B(以下「B」という。)について

- 1 請求期間①について、請求者のBに係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得年月日は平成9年2月1日とされており、オンライン記録による請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、請求者が提出したBに係る平成9年1月30日付け「雇用通知書」によると、雇用予定期間の始期は「平成9年2月1日から」と記載されていることが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間⑬について、請求者が提出したBに係る「非常勤職員雇用契約書」及び「雇用通知書」によると、賃金は「月額130,000円」と記載されており、請求者が主張する12万円の給与額を確認することができない。

また、請求者が請求期間当時の給与の振込先とする株式会社K銀行が提出した請求者に係る「明細照会」によると、請求者が主張する給与額12万円を上回る金額が請求期間⑬において

複数回にわたり「給与」として振り込まれていることが確認できる。

さらに、Bは、保存期間が過ぎているため、請求者に係る資料がなく回答できないとしている上、請求者も請求期間⑬の給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間⑬における給与額を確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑬に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間⑫について、請求者のBに係る雇用保険被保険者記録によると、離職年月日は平成11年6月30日とされており、オンライン記録による請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、前述の「明細照会」によると、平成9年2月から平成11年6月までの間は、毎月「給与」が振り込まれていることが確認できるものの、平成11年7月は確認できない。

さらに、Bは、保存期間が過ぎているため、請求者に係る資料がなく回答できないとしており、請求者の請求期間⑫に係る勤務を確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑫において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 4 請求期間③について、請求者のBに係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得年月日は平成12年10月25日とされており、オンライン記録による請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

またBは、保存期間が過ぎているため、請求者に係る資料がなく回答できないとしており、請求者の請求期間③に係る勤務を確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 5 請求期間⑮について、請求者が提出した「平成13年度末賞与」に係る給与支給明細書によると、Bから6万円が支給されていることが確認できる。また、前述の「明細照会」によると、平成13年12月に同額が「フク.B」から振り込まれていることが確認できる。

また、「明細照会」によると、請求者がBに係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成13年4月から同年12月までの間に、複数回にわたり「B」又は「フク.B」からの振込が確認できることから、勤務期間及び勤務形態の特定はできないものの、請求者は、平成13年4月1日以降も同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のBに係る雇用保険被保険者記録によると、離職年月日は平成13年3月31日とされており、オンライン記録による請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、全国健康保険協会K支部は、請求者が厚生年金領収証として提出した平成13年4月分から平成14年1月分までの「納付書・領収証書」については、健康保険任意継続に係る健康保険料の領収書と思われる旨、請求者の健康保険任意継続被保険者としての加入期間については、資格取得年月日が平成13年4月1日、資格喪失年月日が平成14年2月13日である旨回答している。

さらに、Bは、保存期間が過ぎているため、請求者に係る資料がなく回答できないとしてお

り、請求者の請求期間⑮に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑮において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 6 請求期間⑳及び㉑について、請求者は賞与の支払記録が漏れている旨主張しているが、賞与が標準賞与額として記録され、保険給付の計算の基礎となるのは、平成 15 年 4 月 1 日以降に支払われた賞与が対象であるため、それより前の請求期間⑳及び㉑については、仮に B から請求者に対し賞与が支給されていたとしても、標準賞与額として記録の訂正を行うことはできない。

なお、請求期間㉒については、前述の 5 で述べているとおり、B に係る厚生年金保険被保険者期間とは認められない。

● C 社について

請求期間㉓及び㉔について、請求者の C 社に係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得年月日は平成 11 年 7 月 14 日、離職年月日は同年 10 月 31 日とされており、オンライン記録による請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と整合していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、C 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の後継事業所とする L 社は、請求者に係る出勤簿等の資料はなく、C 社に係る資料の引継ぎについては不明である旨回答していることから、請求者が請求期間㉓及び㉔において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかった事情は確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間㉓及び㉔に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

● 社会福祉法人 D（以下「D」という。）について

- 1 請求期間⑯について、D は、請求者に係る平成 16 年の賃金台帳等の資料を処分した旨回答しており、請求者は、請求期間⑯の賞与明細書等を所持しておらず、請求者の請求期間⑯に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、請求者が請求期間当時の賞与等の振込先とする株式会社 K 銀行が提出した請求者に係る「明細照会」によると、平成 16 年 8 月に 2 万 4,402 円及び同年 12 月に 4 万 588 円が「賞与」として振り込まれていることが確認できるところ、請求者のオンライン記録で確認できる平成 16 年 8 月の標準賞与額 3 万円及び同年 12 月の標準賞与額 5 万円から導かれる厚生年金保険料等を控除した差引支給額は、前述の振込額と一致している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑯において主張する額の賞与の支給を受け、事業主により当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間⑰について、請求者の D に係る雇用保険被保険者記録によると、離職年月日は平成 17 年 1 月 31 日とされているところ、同事業所が提出した請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失年月日は同年 2 月 1 日とされており、前述の請求者の雇用保険被保険者記録の離職年月日と符合していることが確認できる。

また、D は、請求者に係る平成 17 年の出勤簿等の資料を処分した旨回答しており、請求者

の請求期間④に係る勤務を確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間④において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 3 請求期間⑥について、請求者のDに係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得年月日は平成17年9月5日とされているところ、同事業所が提出した請求者に係る「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得年月日は同年9月5日とされており、前述の請求者の雇用保険被保険者記録の資格取得年月日と一致していることが確認できる。

また、Dは、請求者は平成17年9月5日から平成18年3月31日まで障害者支援施設Eで支援員として勤務していた旨回答している上、請求者が提出した同事業所に係る「平成17年分給与所得の源泉徴収票」にも、就職が平成17年9月5日と記載されていることが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑥に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間⑨の平成17年12月について、Dは、請求者に係る平成17年の賃金台帳等の資料を処分したが、国の記録どおりの届出をし、国の記録に見合う厚生年金保険料を控除し納付した旨回答及び陳述している上、請求者は、同年12月に係る賞与明細書等を所持していないことから、同年12月に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、前述の「明細照会」によると、平成17年12月に6万4,736円が「賞与」として振り込まれていることが確認できるところ、請求者のオンライン記録で確認できる平成17年12月の標準賞与額8万円から導かれる厚生年金保険料等を控除した差引支給額は、前述の振込額と一致している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑨の平成17年12月に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

- 5 請求期間⑨の平成18年3月及び請求期間⑩についてDは、賞与を支給していない旨回答しており、同事業所が提出した平成18年から平成21年までの賃金台帳には、各年の3月に賞与が支給されていた記録は確認できない。

また、請求者は、平成18年3月及び請求期間⑩に係る賞与明細書等を所持しておらず、前述の「明細照会」によると、平成18年3月、平成19年3月、平成20年3月及び平成21年3月に賞与として振り込まれた金額は確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨の平成18年3月及び請求期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

●社会福祉法人F（現在は社会福祉法人M。以下「M」という。）について

- 1 請求期間⑤について、請求者のMに係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得年月日は、平成17年3月7日とされていることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構が提出したMに係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」によると、請求者の資格取得年月日は平成17年4月1日とされていることが確認できる。

また、請求者が提出したMに係る平成17年4月分給与支給明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、同事業所は、厚生年金保険料の控除方法について、現在は当月控除であるが、平成17年当時は不明確としている上、同年3月分の厚生年金保険料を控除したかは不明と回答しており、請求者が提出した「平成17年分給与所得の源泉徴収票」に記載された内容からも、請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できない。

さらに、Mは、人事記録、賃金台帳等の資料については保存期間10年を経過し処分した旨回答しており、請求者の請求期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間⑦について、請求者のMに係る雇用保険被保険者記録によると、離職年月日は、平成17年8月31日とされており、オンライン記録による請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、Mは、人事記録等の資料については保存期間10年を経過し処分した旨回答しており、請求者の請求期間⑦における勤務について確認できない。

さらに、Mは、給与の締め日は月末、支払日は当月21日、給与の振込先は株式会社K銀行と回答しているところ、同銀行が提出した請求者に係る「明細照会」によると、平成17年9月22日に6万3,715円が「給与」として振り込まれていることは確認できるが、当該振込金額は、請求者が提出した社会福祉法人D（請求者がMを退職後に勤務した事業所）の同年9月分給与支給明細書に記載されている銀行振込額と一致しており、そのほか、同年9月に給与として振り込まれた金額は確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑦において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

3 請求期間⑧について、請求者は、賞与額が当時10万円であったと思う旨主張しているところ、前述の「明細照会」によると、平成17年6月に4万5,246円が「賞与」として振り込まれていることは確認できる。

しかしながら、Mは、賃金台帳等の資料については保存期間10年を経過し処分した旨回答しており、請求者の請求期間⑧に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、請求者が提出した「平成17年分給与所得の源泉徴収票」に記載された内容からは、請求期間⑧に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑧において主張する額の賞与の支給を受け、事業主により当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

●G（以下「G」という。）について

請求期間⑦について、請求者が提出したGに係る「退職共済金支給明細書」の加入年月日及び「22年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票」の就職年月日は、平成21年11月1日とされていることが確認できる。

しかしながら、Gが共済契約及び事務処理を委託している一般財団法人K県共済会は、共済掛金を月単位で徴していることから、加入者届の提出を受け、承認された月の1日を加入年月日としており、前述の22年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票の就職年月日は、同共済会への加入年月日が記載される設定になっている旨回答及び陳述していることから、これらの記載内容と請求者が実際にGに就職した年月日が一致するとは限らない事情がうかがえる。

また、Gが提出した請求者に係る「平成21年度個人勤務状況台帳」及び「G職員名簿」によると、請求者の入社年月日は、平成21年11月9日とされていることが確認できる。

さらに、請求者のGに係る雇用保険被保険者記録及び日本年金機構が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」によると、資格取得年月日は、平成21年11月9日とされており、前述の平成21年度個人勤務状況台帳等により確認できる請求者の入社年月日と一致している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、請求者のGに係る厚生年金保険被保険者期間は、平成21年11月9日から平成22年1月21日までの期間であることが確認できるところ、厚生年金保険法第19条第1項には、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されていることから、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者期間は2か月である。

●社会福祉法人H（以下「H」という。）について

請求期間⑨について、請求者が提出したHに係る「雇用保険被保険者離職票－2」並びに同事業所が提出した請求者に係る「退職届」及び「平成29年分給与所得の源泉徴収票」の離職（退職）年月日は平成29年10月11日であることが確認できる上、同事業所が提出した請求者に係る「個人日報」によると、同年10月11日までの出退勤の記録は確認できるものの、同年10月12日以降の出退勤の記録は確認できない。

また、Hが提出した請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」及び「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の資格喪失年月日は平成29年10月12日とされており、前述の雇用保険被保険者離職票－2等により確認できる請求者の離職（退職）年月日と符合する上、請求者の同事業所に係るオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑨に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、請求者のHに係る厚生年金保険被保険者期間は、平成29年5月10日から同年10月12日までの期間であることが確認できるところ、前述の厚生年金保険法第19条第1項の規定により、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者期間は5か月である。

●I社について

請求期間⑩について、オンライン記録によると、請求者のI社に係る厚生年金保険被保険者期間は、平成30年9月1日から同年10月20日までの期間とされているところ、同事業所か

ら提出された請求者に係る勤務月報によると、請求期間⑩における1週間の勤務日数はおおむね5日、1日の勤務時間はおおむね6時間以上であり、同年9月1日から同年9月30日までの期間においても請求期間⑩と同様の勤務日数及び勤務時間であることが確認できることから、請求者が請求期間⑩において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかった事情は確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑩に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

●社会福祉法人J（以下「J」という。）について

請求期間⑩について、請求者が提出したJに係る平成31年2月分給与支給明細書及び同事業所が提出した請求者に係る同年2月の賃金台帳によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、請求者が提出したJに係る「平成31年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額は、請求者が提出した同事業所に係る平成31年1月分及び同年2月分給与支給明細書並びに同事業所が提出した請求者に係る同年1月及び同年2月の賃金台帳に記載されている健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の控除額の合計と一致する。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑩のうち、平成31年2月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、請求者のJに係る厚生年金保険被保険者期間は、平成31年1月8日から同年2月20日までの期間であることが確認できるところ、前述の厚生年金保険法第19条第1項の規定により、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者期間は1か月である。